



令和1年12月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 後藤力哉 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

SDGs (エスディーゼズ) の基礎

大きいから
だから
オッケーだよ

きりちゃん

8カ月間の令和元年も間もなく終了です。来年はいよいよ東京五輪もあり、新しい時代に入る期待が高まってきたように感じます。そこで、今回は将来を考えて行動をするために、昨今ニュースなどで耳にすることが増えてきた「SDGs」の基礎をおさらいします。

SDGsとは、日本語にすると「持続可能な開発目標」。2015年9月の国連サミットで全会一致で採択されました。定義は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標(外務省)とされています。

SDGsの17の目標とは、例えば「貧困」「教育」「ジェンダー」「環境」などの社会問題。全ての国がその目標にむけて行動し、世界全体で取り組んでいるものです。



SDGsの言葉は聞くようになったけれど、正直話が大きすぎて自分にどう影響するのか実感がないんだよね。



きりちゃん、そうだね全体の目標としては多岐に渡っているね。具体的な取り組みは、国や行政、企業、様々な組織、そして個人などに応じて求められていることが異なるよ。



これまでどおり、社会問題に取り組んでいけばよいようにも思うけど。



もちろん目の前にある社会問題に取り組むことでも、SDGsへの行動となるんだけど、そのひとつひとつが、地球規模で取り組んでいる開発目標の一助になっていることを知ると気合入るかもよ。また、ひとつひとつの問題が、相互に関係しているんだという視点も開ける。



例えば、貧困問題の取り組みなど?確かに、貧困問題はジェンダーや教育などに密接に関係しているねえ。



そうそう、その教育も、貧困から抜け出すという視点と、17の目標にある「成長・雇用」や、産業と技術確認の基礎をつくる「イノベー

ション」などの経済・産業を意識した生きる力を養い、さらにクリーンエネルギーなどの環境に配慮できる人材を育てるという風に考えると、もう目標のうちの7割がた取り組んでいることにならない?



なるほどねえ。それが世界規模でよりよい社会・環境をつくることになるんだね。



ものの価値もこの数十年で随分変化があったけれど、企業の価値も財務諸表の数字だけではなく、こうした問題にいかに取り組んでいるかが会社の価値をあげることになっているんだ。こうした問題に取り組んでいない企業は投資してもらえなくなりつつあるよ。



そうなんだ!



個人の取り組みとしては、食品ロスを減らすなど、色々あるけれど、SDGsに取り組んでいる企業のモノを買うようにすることも出来るよね。



ふうん、なるほど。いわゆる「消費者」はエンドユーザーで生産性のない役割だと思っていたけれど、もうそんな時代ではないんだね。

17の目標の超ささやかな取り組み例

- 1 貧困をなくそう
路上生活者を支援する「ピックアップ」を買う
- 2 飢餓をなくそう
こども食堂の活動団体に寄付をする
- 3 すべての人に健康と福祉を
喫煙場所を考える
- 4 質の高い教育をみんなに
子育て世帯を応援する。奨学金問題に興味をもつ
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
職場のセクハラをなくす
- 6 安全な水とトイレを世界中に
治水を学び、応援する（札幌市下水道科学館も勉強になりますよ）
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
車で移動するところを公共交通機関を使う
- 8 働きがいも経済成長も
店の営業時間や、荷物の配送など、多少不便になっても働き方改革を応援する
- 9 産業と技術革新の基礎をつくろう
地元のものを買う
- 10 人や国の不平等をなくそう
差別的な発言をしない。色々な人と会話をする
- 11 住み続けられるまちづくりを
避難訓練に参加して防災意識をもつ
- 12 つくる責任 つかう責任
SDGsに取り組んでいる企業のモノを買う
- 13 気候変動に具体的な対策を
エアコンの温度をコントロール
- 14 海の豊かさを守ろう
プラスチックごみを捨てない・たまには拾う
- 15 陸の豊かさを守ろう
食品ロスをなくす
- 16 平和と公正をすべての人に
横入りをしないなど、公共の場所で公正にふるまう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう
きりばたけをご愛読いただきありがとうございます。
この記事がほんの僅かでも役に立てばうれしいです。

司法書士会からのお知らせ

全国一斉 生活保護 110 番

を下記の日程で開催いたします。

令和2年1月26日（日曜日）10:00～16:00

電話番号 0120-052-088

★ 相続法改正コラム Part3 ★

前号から、相続法の改正について、ちょっとした豆知識をご紹介します。

今年の7月からの改正で、「遺言執行者の役割」に変更がありました。

変更点 1

遺言執行者に就任した場合には、相続人に対して、①就任した事実と、②遺言内容、をすぐに通知しなければならなくなりました。

以前は、相続財産目録を作成して、相続人にお知らせすればよかったのですが、今回の改正で就任してすぐに通知することが義務になりましたので注意が必要です。

変更点 2

特定の財産を誰かに相続させる旨の遺言があった場合には、遺言執行者にも対抗要件（不動産ですと相続登記）を備えるために必要な行為をする権限が与えられました。

前回のコラムで、遺言で財産を取得した場合には、すみやかに手続きをしないと、自分のものだと主張できないケースがでてくることを書きましたが、遺言執行者になった人は、すばやく相続登記の手続きに入ることが大変重要になります。

相談のすすめ

ご家族が亡くなられて、遺言書がある場合には、できるだけ早く、司法書士にご相談されることをお勧めいたします。

編集後記

先日、某百貨店の開店時間が10時半に変わっていたことを知って、衝撃を受けました。きっと、百貨店の開店時間は10時だ、と当然のように思い込んでいたのでしょう。働き方改革の一端をみた思いがしました。

遅ればせながら、SDGsを意識して（?）、来年の目標は「荷物の再配達をお願いしないこと」にしようと決めました。

今年もきりばたけ通信をご愛読いただきまして、ありがとうございました。（A、C）